

令和5年度第2回青森市男女共同参画審議会 会議概要

【開催日時】 令和6年3月22日（金） 10時00分～11時15分

【開催場所】 青森市役所柳川庁舎 2階 講堂

【出席委員】 青山直人委員、木下晴耕委員、佐藤恵子委員、篠崎有香委員、
成田耕造委員、三浦博美委員、三上美紀子委員《計7名》

【欠席委員】 柴田美穂子委員、八木橋晃委員

【事務局】 市民部長 佐藤秀彦、市民部次長兼行政情報センター所長 木村久美子、
人権男女共同参画課長 中田真紀子、主幹 綿谷佑馬、主査 小笠原誉史

【次第】

- 1 開 会
- 2 市民部長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 「(仮称) 青森市男女共同参画プラン」の策定について
 - (2) アンケート調査の結果について
 - (3) 「(仮称) 青森市男女共同参画プラン」基本方向の検討について
 - (4) 策定スケジュール（予定）について
- 4 その他
- 5 閉 会

【会議概要】

(1) 「(仮称) 青森市男女共同参画プラン」の策定について

事務局から資料1について説明。

質疑応答・意見

特になし。

(2) アンケート調査の結果について

事務局から資料2、資料3について説明。

質疑応答・意見

○会長

平成 26 年、2014 年と比べると、男女の平等感や事業所の意識が少し向上しているかと思うが、回収率が 34.9 パーセントで、前は 51 パーセントだった。

回収率や調査結果について何か意見があれば伺いたい。

○委員

性的マイノリティに関する用語などが難しく、アンケートを記入する際の困難さを感じてしまうため、難しい用語には説明を付けてもらえると、回答が進むのではないかと。

○事務局

性的マイノリティに関する設問は、補足として用語の解説も付けている。専門的な用語には、注釈を付けるなど工夫してまいりたい。

○委員

有効回収率が平成 26 年度調査と比較して大分下がったのを感じている。今回の調査の方法は郵送とオンラインで行っているが、どちらの方の回収が多かったか。

○事務局

市民アンケートについては、年代によって差があり、10 代から 30 代はオンラインの回答が多く、40 代以上は郵送が多かった。

○会長

対象者には、郵送でもオンラインでも良いという形でお知らせしているのか。

○事務局

アンケートには、返信用の封筒を同封しており、あわせてオンライン回答用のアドレスを記載し、どちらで回答しても良いものとして依頼している。

市民アンケートの回答の割合は、郵送が 26.6%、オンラインが 8.3%となっている。

○会長

実施時期についてはどうか。12 月 22 日から 1 月 15 日ということだが。

○事務局

今回のプランの策定スケジュールに合わせて逆算してアンケートを実施した。推測になるが、年末年始に掛かったという时期的なものも、回答率が低かったことへの影響としてあるかもしれないと考えている。

○会長

アンケートの回答が難しいという意見があったが、総設問数が 28 項目と多くなっている。選択肢も多く、かなり労力を必要とすると思う。国のアンケートでも大体聞きたいことを入れるとこれくらいになってしまうと思うが、少し多いのかもしれない。もう少し厳選しても良いと思う。

○事務局

回収した回答の中でも、回答が途中までになっていた回答票もあったことから、途中で難しくなって記入を断念してしまう方もいたものと思われる。今後実施する際には、設問を絞る等、回答しやすい設問作りや対応の仕方を工夫していきたい。

○委員

事業所へのアンケートについて、規模については問わなかったのか。

従業員 10 人以上の事業所が対象ということはアンケートの概要に書いてあるが、様々な法律で、例えば 1,000 人以上の事業所には数値公表の義務がある、などという例があり、また、アンケートにも、法定以上の取組をしている・していないという設問がある。その検証をするための材料として、企業規模を問うているのか聞きたい。

○事務局

資料には事業所の規模については掲載していないが、アンケートの設問では、男女の従業員数を記載することとしているので、事業所の規模は把握できており、確認可能である。

○委員

大きい企業だとできるが、小さい企業だとできない、という声を聞いたことが複数回あるので、そのようなことも関係してくるかと思う。

○会長

事業所のハラスメント予防・解決のための取組が、10 年前の調査では、取組を行っていない事業所が 45.9%だったのが、今回は 15.5%で、取り組まなければいけないという意識が非常に高まっていると気づいた。

○会長

回収率について、実施時期や設問数もそうだが、フォローアップとして、一回送ってそのままではなく、返送が無い場合にもう一声かけるということも効果があると思う。

また、他県とか他市では、特典として、回答すると何かもらえるような、それで回収率を上げているような話も聞いたことがある。そこまではしなくてもいいかもしれないが、回収率が高いとそれだけ信用性も高い。せっかくの男女共同参画に特化して行ったアンケートなので、これをベースに計画を策定するためにも、今後、回収率を上げる取組ができればと思う。

(3)「(仮称)青森市男女共同参画プラン」基本方向の検討について

事務局から資料 4、参考資料について説明。

質疑応答・意見

○会長

今までのプランは5つの基本方向を定め、その中に取り組としてそれぞれ項目を設けていた。今回の見直しでは、5つの基本方向を3つにまとめるもので、廃止される取組はない。中身や文言はこれから変わる可能性がある。

また、4月から施行される困難な問題を抱える女性の支援に関する法律に関しては、市町村では計画策定が努力義務になっているが、DV基本計画と同様に、計画の中に入れるという方向でいくということであり、この点は、大変だと思うがとても良いことだと思う。

○委員

参考資料の12ページ、「基本計画策定前の手続」の中の、「婦人相談所への相談数」、「婦人相談員への相談数」という部分で、「婦人」と「女性」を使い分けているのはどういうことか。「婦人」という言葉に違和感がある。他の部分は女性と記載されているが、なぜ婦人という言葉が使われているのか。これは女性という言葉に統一できないのか。

○事務局

名称については、新たな法律の施行に伴い、「婦人相談所」は「女性相談支援センター」、「婦人相談員」は「女性相談支援員」というように変更になる。

○委員

県や国のプランに基づいて、ということだが、青森市の課題を、いかに市のプランに入れていくかというのがすごく大切だと思う。次の審議会では、具体的な取組として細かい項目の案に対して我々が意見を言うイメージになるか。

○事務局

今後は、令和5年度実績のフォローアップと、総合計画等でも見えてきている課題等について各課とも調整し、今後の取組としてまとめていくこととなる。その段階で、委員の皆様にもご審議いただく。

細かい取組については、計画素案の方向性として、令和6年度の2回目の会議の時に、審議していただくこととなる。

○委員

資料4の（仮称）青森市男女共同参画プランの基本方向1、主な取組（1）に「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」とある。まだ案の段階だと思うが、この方針決定過程への女性の、というのは、例えば経済分野や理系の研究分野の女性の割合は少ないと思うが、そのような分野も含めて大きく捉えるものなのか、それとも政治分野に特化しているのか伺いたい。

○事務局

各課で様々な取組を行っている中での政策・方針決定過程ということなので、例えば役職者や、あるいは、各部局の取組を進めていくための意思決定を行う審議会での女性の登用等が記載されていく内容である。

○会長

今後議論する機会があると思うが、国の第5次男女共同参画基本計画では、「I あらゆる分野における女性の参画拡大」という大きな目標になっており、第4分野は「科学技術・学術における男女共同参画の推進」として、この部分に女性の科学分野での進出などが入っていると思うが、それを青森市に落としこんだ場合にどのようにするか、というのは今後の議論かと思う。

○委員

性的マイノリティの視点が新プランの中で意識されているのか伺いたい。

○事務局

性的マイノリティに関する記載については、現行のプランでも、基本方向5(1)「個人と人権の尊重」に記載されているので、新プランにおいても、その内容については人権という観点から記載される。

○会長

資料では、基本方向2「安心して暮らせる社会づくり」の主な取組(2)「生活上の困難に対する支援と人権の尊重」としていて、この中に入れるという可能性はある。

○事務局

現行のプランを踏まえつつ、案としてこの部分に掲載するように検討していくことになる。

○会長

素案をこちらに提示してもらった段階でも意識してもらいたいと思うが、性的マイノリティについて盛り込むことを審議会の意見として出すのが良いのではないか。

○委員

是非これを盛り込んでいただきたいと切に願っている。人権の尊重とすると、非常に抽象的な話で、何をすればいいかというのがなかなか見えてこない。具体的な施策として、例えば学校教育における取扱や、職場環境における性的指向・性自認に基づく差別の禁止、性暴力等の被害者への支援というところを意識していただきたい。

○会長

是非今後もそのような意見をいただきたい。他の委員も意見をお持ちかと思うが、是非出していただいて、計画に反映させるようお願いしたいと思う。

青森市の計画であり、私達委員も市民の一人なので、このように進めたい、という意見を反映させることができれば、血の通った身近なプランになると思う。是非積極的な意見をお願いしたい。

(4) 策定スケジュール(予定)について

事務局から資料5について説明。

質疑応答・意見

○会長

今後のスケジュールについて事務局から説明があったが、令和6年度の審議会は3回開催するスケジュールとなっている。なお、現委員の皆様の任期は令和4年12月21日から令和6年12月20日までとなっているので、現委員で新しい計画を審議するということになる。

このスケジュール等について意見・要望があれば伺いたい。

○委員

具体的なプランの文言の案を読むことができるのは、審議会1回目と2回目の間頃というイメージか。

○事務局

1回目の審議会で現状・課題を整理して、委員の皆様から意見をいただき、それを踏まえて事務局で素案を作成するので、第2回の審議会の前頃に資料をお渡しし、審議会で審議いただくこととなる。

○委員

1ヵ月前位になると予定が決まってしまうので、5月と6月の審議会の予定については、この審議会が終わり次第日程調整していただきたい。審議会3回分の日程を一度に調整しても良い。

○会長

委員の皆様も忙しいことと思うので、事務局には各委員に伺った上で、早めの日程調整をお願いしたい。

また、これまでの説明について、改めて質問・意見があれば伺いたい。

○委員

先程、学校教育における性的マイノリティの取扱いについて意見があった。人権擁護委員は、小学生を対象とした人権教室として、性的マイノリティについてのワークショップを行っているが、子ども達ははつらつとした意見を述べてくれる。

○会長

青少年、若い人達に対する対応として、今の意見のような具体的な方法についても、今後プラン策定の中で提案していただけると良い。

また、男性対象の専門相談窓口について、青森市にあるのが公になっていない。男性も悩みを抱えていて、本当は男女の区別なく同じ窓口で相談できれば良いが、男性はなかなか相談しにくい、どこに相談すれば適切なアドバイスをもらえるかというのも分からない、周知されていない状況だと思う。相談を受ける相談員も男性であることがポイントかと思うので、その体制を今後作っていく必要があると考える。

○委員

性被害に関しては、これまでの強姦罪が女性しか被害者にならないものが、法律が変わって、男性も被害者に、男性に対する犯罪にもなるのだが、その意識がそこまでまだ追いついていないと思う。

被害者支援センターで受け付けている性被害の相談も、青森県のおもりに性暴力被害者支援センターでは、男性・女性問わず相談を受け付けるようにしているが、全国的に見ると、男性の性被害は対象外というような都道府県の支援センターもあると聞いている。その理由としては、相談支援員の側も、「被害者は女性だ」と男性の相談を受け付ける頭になっていない、というような背景もあるらしいのだが、そういう実状があることを考えると、性被害というのは女性だけではなく男性もあるということ、さらに、性自認や性的指向に基づいた性別を問わないという視点は周知していきたい。

○会長

最終的には、性別を問わない個人の人権尊重、人権保障であるが、そのプロセスとして、まだ取り組まれていないもの、カダールで男性相談を行っているが、それをもう少し形を整えて、それがどのくらい相談があるかということをご公にしていただくと、必要性、ニーズ、課題などもはっきりすると思う。この機会にプランに盛り込むことができれば、性的マイノリティへの対応と併せて、青森市の独自性が出るようなプランになると思った。今後そのような議論も含めて進めていきたいと考える。

委員の皆様の積極的な発言に感謝する。より良い実効性のあるプラン作りに向けて力を合わせていきたい。